

主任技術者免状の交付・再交付申請時における添付書類の緩和に関するQ A集

| NO | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | 本籍、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類とは、具体的にどのようなものがあるのか。 | <p>ご提出いただく書類を元に主任技術者免状が作成されるため、申請者本人において当該書類に記載されている内容が正しい記載になっているかご確認ください。</p> <p>その上で、以下の書類が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none">・薬剤師免許証のコピー・看護師免許証のコピー <p>この他、一つの書類だけで本籍、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類とならない場合には、例として、パスポート（本籍、生年月日）のコピーに加え、マイナンバーカード（氏名、生年月日）のコピー（裏面不要）又は運転免許証（氏名、生年月日）のコピーをあわせて提出することも可能です。</p> |
| 2 | 本籍、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類として、要件を満たせば国家資格証のコピーが認められるが、戸籍の抄本や住民票の写し（本籍の記載あり）のコピーは認められるか。 | 戸籍の抄本のコピーや、住民票の写し（本籍の記載あり）のコピーも認められます。 |
| 3 | 国家資格証には、一度取得すれば更新が不要であり、有効期間又は有効期限が明記されていないものがあるが、この場合の有効期間又は有効期限の考え方を教えて欲しい。 | この場合には、提出先の機関が提出を受ける日前6ヶ月以内に作成されたものに限定されます。 |
| 4 | 提出先の機関が提出を受ける日前6ヶ月以内に作成されたものとは、具体的にはいつ以降のものに作成されたものが有効になるか。 | 例えば、7月10日に提出先の機関が提出を受けた場合には、1月10日以降に作成されたものが有効です。 |

| | | |
|---|---|--|
| 5 | 本籍を変更しているが、本籍、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類として提出する書類には、変更前の本籍が記載されているがよいか。 | 現在の申請者の情報が正確に記載されている書類を提出ください。 |
| 6 | パスポートには、本籍、生年月日及び氏名が記載されているのではないか。 | パスポートでは、氏名の正確な漢字が確認できないため、氏名を確認するものとしては適切ではないと考えております。 |